

第1回総会議事録

<開催日> 令和2年8月5日(水曜)

<開催場所> 木更津市役所 朝日庁舎(会議室A1・A2)

<会議に付した議案等>

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 報告第93号～報告第114号

農地法第3条の3届出 9件

農地法第4条届出 1件

農地法第5条届出 12件

日程第3 報告第115号～報告第122号 農地の転用事実等に関する照会 8件

日程第4 議案第79号～議案第87号 農地法第3条許可申請 9件

日程第5 議案第88号～議案第96号 農地法第5条許可申請 9件

日程第6 議案第97号 木更津市農用地利用集積計画の決定について
(令和2年度第4次計画分) 1件

日程第7 議案第98号 農用地利用配分計画案に対する意見について 1件

<出席委員>

1 番	山口 登志雄	2 番	山口 進	3 番	杉山 孝
4 番	竹内 和雄	5 番	齋藤 洋一	6 番	小川 均
7 番	篠田 一男	8 番	平野 眞一	9 番	金子 一夫
10 番	地曳 功一	11 番	庄司 英実	12 番	江尻 幸子
13 番	高橋 勇	14 番	清水 宏益	15 番	林 憲司
16 番	吉田 和義	17 番	安藤 一男	18 番	地曳 昭裕

以上 18人 出席

<遅刻委員> 無し

<欠席委員> 無し

<傍聴者> 無し

<事務局出席者>

事務局長	小泉 博	副主幹	加藤 進哉	主任主事	吉野 慶太
主任主事	杉沢 謙太郎				

<午後3時00分開会>

本日は、新型コロナウイルス感染症拡大の心配の中、委員の皆様には、総会への出席を頂きありがとうございます。

このような状況ではございますが、総会の開催につきましては、農業委員会の規則により、毎月1回招集すること、また、法令事務を取り行う場として、実際に委員が参集することが、原則となっており、さらに、会議の公開、議事録の公表につきましては、法律上規定されております。

以上により、総会開催の運びとなりましたが、委員の皆様には、新型コロナウイルスへの感染リスクを減らし、時間短縮のためにも、スムーズな議事進行にご理解ご協力を頂きたく、お願い申し上げます。

それでは、ただ今から、第1回 総会を開催いたします。

本日の出席委員は18名であり、会議は成立していることを報告いたします。

本日の議事日程につきましては、既にお配りした、議案書記載のとおりです。

それでは、日程に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指名につきましては、議席7番篠田一男委員と議席16番吉田和義委員を指名いたします。

書記には事務局職員、吉野主任主事を任命いたします。

次に、日程第2 報告第93号から報告第114号、3ページから8ページの農地法第3条の3の届出9件、農地法第4条の届出1件、農地法第5条の届出12件についての報告でございます。

本件は、事務局長専決に基づくものであり、事務局長から報告を受け、これを受理したので報告いたします。

次に、日程第3 報告第115号から報告第122号、9ページから10ページの、農地の転用事実等に関する照会8件についての報告でございます。

本件は、法務局や税務署より農地の現況や転用許可の有無等の照会に対して、調査結果等を報告するものであり、調査結果等につきましては、記載のとおりでございます。

次に、日程第4 議案第79号から議案第87号、11ページから13ページの農地法第3条の許可申請9案件について、議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第79号から議案第87号、農地法第3条許可申請9案件について、ご説明いたします。

なお、事務局説明後、地区担当委員の方からは、農地法第3条第2項の許可要件のうち該当する第1号の全部効率利用要件、第4号の農作業に常時従事する要件、第5号の耕作地の面積が50アール以上の要件、第7号の権利を取得する農地が農地の集団化、農作業の効率化等、周辺地域における効率的かつ総合的な利用に関する要件等について、補足説明をお願いします。

初めに議案第79号ですが、申請箇所は、3条位置図1の矢那地先の農地になります。

梅を植栽し、経営の多角化で規模拡大を図る譲受人と、農業経営の縮小を図る譲渡人との間で協議が整い申請されたもので、売買による所有権移転をするものです。

続いて、議案第80号ですが、申請箇所は、3条位置図2の牛込地先の農地になります。

農業経営の拡張を図る譲受人の要望により、譲渡人との間で協議が整い申請されたもので、売買による所有権移転をするものです。

続いて、議案第81号ですが、申請箇所は、3条位置図3の大寺地先の農地になります。

農業経営の拡大を図る譲受人と、農業経営の縮小を図る譲渡人との間で協議が整い申請されたもので、売買による所有権移転をするものです。

事務局

続いて、議案第82号ですが、申請箇所は、3条位置図4の曾根地先の農地になります。
農業経営の拡大を図る譲受人の要望により、譲渡人との間で協議が整い申請されたもので、賃借権設定をするものです。

続いて、議案第83号ですが、申請箇所は、3条位置図5の高柳地先の農地になります。
農業経営の拡大を図る譲受人と、農地の将来を託す譲渡人との間で協議が整い申請されたもので、売買による所有権移転をするものです。

続いて、議案第84号ですが、申請箇所は、3条位置図6の真里谷地先の農地になります。
農業経営の拡張を図る譲受人と、農業経営の縮小を図る譲渡人との間で協議が整い申請されたもので、売買による所有権移転をするものです。

続いて、議案第85号から議案第87号ですが、譲受人が同一のため一括して説明いたします。

申請箇所は、3条位置図7の真里谷地先の農地になります。
農業経営の拡張を図る譲受人と、農業経営の移譲等を図る譲渡人との間で協議が整い申請されたもので、売買による所有権移転をするものです。
以上で、事務局の説明を終わります。

議長

続いて、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
初めに、議案第79号について、清水委員をお願いします。

清水委員

議案第79号について、調査してまいりましたのでご説明いたします。
本件は、梅を植栽し、経営の多角化で規模拡大を図るため申請がされたものです。
譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約120日で、6,758平方メートルの農地を家族2人で耕作しています。
農業機械はトラクター・草刈り機・農業用トラックを所有しており、耕作可能な自作地の全てについて耕作しています。
申請地は畑で、梅を栽培するとのことで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われれます。
以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。
ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

続いて、議案第80号について、高橋委員をお願いします。

高橋委員

議案第80号について、調査してまいりましたのでご説明いたします。
本件は、農業経営の拡張のため申請がされたものです。
譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約300日で、24,587平方メートルの農地を家族2人で耕作しています。
農業機械はトラクター・耕うん機・農業用トラックを所有しており、自作地の全てについて耕作しています。
申請地は田で、水稻を作付けするとのことで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われれます。
なお、申請人は市外在住ですが、いずれは、本市への移住を考えており、機材についても譲渡人が親族であることから、そちらから借りるとのことです。
以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。
ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

続いて、議案第81号及び議案第82号について、杉山委員お願いします。

杉山委員

議案第81号について、調査してまいりましたのでご説明いたします。

本件は、農業経営の拡大のため申請がされたものです。

譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約150日で、19,643平方メートルの農地を家族2人で耕作しています。

農業機械はトラクター・耕うん機・農業用トラック等を所有しており、自作地の全てについて耕作しています。

申請地は田で、水稻を作付けするとのことで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。

以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

続いて、議案第82号について、調査してまいりましたのでご説明いたします。

本件は、農業経営の拡張のため申請がされたものです。

譲受人は市内に住所を置く法人であり、農作業に従事する取締役は年間約240日であり、10,345平方メートルの農地を6人で耕作しています。

農業機械は役員が所有しているトラクター・耕うん機・農業用トラック等を使用して耕作する予定です。

申請地は田及び畑で、にんにくの作付けをするとのことで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。

以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

続いて、議案第83号については、私から説明いたします。

安藤委員

議案第83号について、調査してまいりましたのでご説明いたします。

本件は、農業経営の拡大のため申請がされたものです。

譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約300日で、21,546.42平方メートルの農地を家族2人で耕作しています。

農業機械はトラクター・農業用トラックを所有しており、自作地の全てについて耕作しています。

申請地は田で、水稻を作付けするとのことで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。

以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

続いて、議案第84号から議案第87号について、金子委員お願いします。

金子委員

まず、議案第84号について、調査してまいりましたのでご説明いたします。

本件は、農業経営の拡張のため申請がされたものです。

譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約150日で、約17,262平方メートルの農地を家族2人で耕作しています。

農業機械はトラクター・耕うん機・農業用トラック等を所有しており、自作地の全てについて耕作しています。

申請地は畑で、蔬菜を作付けするとのことで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。

金子委員	<p>以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いします。</p> <p>続いて、議案第85号から議案第87号について、譲受人が同一のため一括してご説明いたします。</p> <p>本件は、農業経営の拡張のため申請がされたものです。</p> <p>譲受人は、市内に住所を置く法人であります。</p> <p>農作業に従事する取締役は年間約300日であり、24,989平方メートルの農地を役員3人と臨時雇用者5人で耕作しています。</p> <p>農業機械は軽トラック・ユンボ・耕うん機を所有しております。</p> <p>申請地は田ですが、現況は畑であり、耐寒性バナナの作付けをするとのことで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われまます。</p> <p>以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いします。</p>
議長	<p>以上で、説明が終わりました。</p> <p>ただ今の事務局並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたらお願いします。</p>
清水委員	はい。
議長	清水委員、どうぞ。
清水委員	議案第80号について質問ですが、■■市在住の所有者が、■■市に所有する農地をどう解消していくのでしょうか。
事務局	いずれは、木更津に住所を移す予定ということなので、少しずつ解消していくとのことでした。
清水委員	わかりました。
地曳昭裕委員	はい。
議長	地曳昭裕委員、どうぞ。
地曳昭裕委員	議案第85号から議案第87号について質問します。現況は田ということで、埋め立てをして畑にすると思うが、木更津市においては埋め立てに強い規制があり、なかなか進捗しないと思うが、どのようにすると話を聞いているのですか。
事務局	譲受人より事前に計画書を提出してもらい確認したところ、当初は土壌改良を行って、2年から3年程かけて耐寒性バナナができるか様子を見て、難しいようであれば環境部と協議をして土を入れて事業を進めていくとのことでした。
地曳昭裕委員	はい。それでは、条件が整えば耐寒性バナナを行うということですが、仮に条件が整わない場合には、この農地はどのように利用するのですか。
事務局	事業者からは、土壌改良して耐寒性バナナが出来る見込みがあると話があり、出来なかった場合には、土を入れ替えたり、ハウスを建てる等の変更をしていくと聞いているが、基本的には耐寒性バナナを作っていくとのことでした。

金子委員 はい。

議長 金子委員、どうぞ。

金子委員 補足ですが、試しに、今の土壌に耐寒性バナナを作付けし、適するか確認するそうです。その状態をみてから、土壌改良をするのかを決めるとのことです。

地曳昭裕委員 わかりました。

議長 その他、ございますか。
ご意見等も無いようですので、議案第79号から議案第87号の9案件について、一括で採決したいと思いますが、ご異議はございませんか。

〈 異議無しの声 〉

ご異議が無いようですので、採決いたします。
議案第79号から議案第87号、農地法第3条の許可申請9案件について、許可に賛成の方は挙手願います。

〈 全員挙手 〉

挙手全員であります。
よって、議案第79号から議案第87号は許可と決定いたします。

次に、日程第5 議案第88号から議案第96号、14ページから15ページの農地法第5条の許可申請9案件について、議題に供します。
まずは、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第88号から議案第96号、農地法第5条許可申請の9案件について、ご説明いたします。

初めに、議案第88号から議案第91号ですが、関連案件ですので一括して説明します。
申請箇所は、転用位置図5-1の高柳地先の農地になります。
申請目的は、駐車場及び資材置場として転用するもので、農地転用を伴う所有権移転の許可申請となっております。
農地区分については、市街化区域に近接する区域内にある農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満の規模であることから、第2種農地と判断いたしました。
次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。
資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し金融機関からの借入で賄う計画であり、入金後の通帳により確認済です。
転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者は無いことを確認いたしました。
次に、許可後遅滞なく申請に係る用途に供するかについてですが、令和3年1月31日までに完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われまます。
最後に、行政庁の許認可等の状況ですが、改良区の意見書等も添付され、確認したところ問題ないものと思われまます。

次に、議案第92号から議案第95号ですが、関連案件ですので一括して説明します。
申請箇所は、転用位置図5-2の江川地先の農地になります。
申請目的は、社会福祉施設(グループホーム)として転用するもので、農地転用を伴う所有

事務局

権移転の許可申請となっております。

農地区分については、市街化区域に近接する区域内にある農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満の規模であることから、第2種農地と判断いたしました。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明により確認済です。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者は無いことを確認いたしました。

次に、許可後遅滞無く申請に係る用途に供するかについてですが、令和3年3月31日で完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われま

最後に、行政庁の許認可等の状況ですが、開発行為許可の事前協議書等も添付され、確認したところ問題ないものと思われま

次に、議案第96号ですが、申請箇所は、転用位置図5-3の椿地先の農地になります。

申請目的は、太陽光発電施設として転用するもので、農地転用を伴う所有権移転の許可申請となっております。

農地区分については、鉄道駅から300メートル以内の農地であることから、第3種農地と判断いたしました。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、残高証明書により確認済です。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者は無いことを確認いたしました。

次に、許可後遅滞無く申請に係る用途に供するかについてですが、令和2年9月20日で完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われま

最後に、行政庁の許認可等の状況ですが、経済産業省の再生可能エネルギー発電事業計画の認定通知書の写し等も添付され、確認したところ問題ないものと思われま

以上で、事務局の説明を終わります。

議長

続いて、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

初めに、議案第88号から議案第91号については、私から説明いたします。

安藤委員

議案第88号から議案第91号について、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、隣接する農地はないため、土砂の流出等は起きないと思われま

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、汚水は無く、雨水は自然浸透により処理するため問題は生じないと思われま

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れはないかですが、周辺に農地は無いため問題は無いと思われま

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、周辺に農地は無いため問題は無いと思われま

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用せず、隣接する自身の土地を進入路として利用するため問題は無いと思われま

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われま

ご審議のほど、よろしくお願

議長

続いて、議案第92号から議案第95号について、地曳昭裕委員お願

地曳昭裕委員

議案第92号から議案第95号について、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、隣接する農地はないため、土砂の流出等は起きないと思われま

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、汚水は合併浄化槽で処理した後に排水路へ、雨水は集水枿を設け既設排水路へ放流するため問題は生じないと思われま

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れはないかですが、周辺に農地は無いため問題はな

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、周辺に農地は無いため問題はな

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題はな

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われま

ご審議のほど、よろしくお願

議長

続いて、議案第96号について、庄司委員お願

庄司委員

議案第96号について、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土は行わず、周辺地との高低差もほとんどないため、土砂の流出等は起きないと思われま

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、汚水は無く、雨水は自然浸透で処理するため問題は生じないと思われま。ただし、当該申請地内には、地元の椿土地改良区が保有する、揚水管が通っており、揚水用の給水バルブが設置されています。この排水管及び給水バルブに関して、土地改良区より工事中及び工事完了後にあっても、汚損しないこととの要望があります。加えて、太陽光パネル設置後に付設される予定のフェンスも、給水バルブがフェンスの外側になるようにとの要望があります。具体的には、敷地内の水路側に水路敷2メートルを確保してほしいとのことです。加えて、当該申請地の北側に接続して、コンクリート製の大きな排水路があります。その脇に、幅員約4.5メートルの土地改良区内・農業用道路が設けられています。この農道に関しても土地改良区から要望があり、工事に際し農道を使用することがある場合は、農道を汚損することのないように万全の注意をすること。万一、汚損した場合には、原状回復を図ることとの要望があります。

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れはないかですが、道路に面し、耕作に支障は起こらないと思われるため問題はな

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、太陽光パネルの設置のみであり、2メートル程度であるため問題はな

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用せず、直接道路から進入するため問題はな

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われま

ただし、先程申し上げたような土地改良区の要望があることを踏まえて、次の条件を付したうえで適当と認めたいと思

その条件とは、今後速やかに椿土地改良区と、各要望事項について、充分協議し、誠実な対応を図ることとありま

ご審議のほど、よろしくお願

議長

以上で、説明が終わりました。

議長

ただ今の事務局の説明並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたらお願いします。

ご意見等も無いようですので、議案第88号から議案第96号の9案件について、一括で採決したいと思います。ご異議はございませんか。

〈 異議無しの声 〉

ご異議が無いようですので、採決いたします。

議案第88号から議案第96号、農地法第5条の許可申請9案件について、許可に賛成の方は挙手願います。

〈 全員挙手 〉

挙手全員であります。

よって、議案第88号から議案第96号は、許可相当として知事に意見書を送付いたします。

次に、日程第6 議案第97号、16ページから20ページの木更津市農用地利用集積計画の決定について、令和2年度第4次計画分を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第97号、木更津市農用地利用集積、令和2年度第4次計画の決定について、ご説明いたします。

本案件は、令和2年7月27日付けで、木更津市長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、当該計画の決定を求められているものであります。

それでは、議案書の利用明細書に沿って説明いたします。

今回の計画は、計画1から計画7までとなっております。

利用目的は、計画1、計画2、計画6、計画7が水稻を計画3から計画5が露地野菜を作付けする計画となっております。

利用権設定の種類は、計画1から計画6まで賃借権の設定、計画7が所有権の移転となっております。

利用権設定期間は、計画1及び計画2が10年、計画3から計画6が5年となっております。

計画合計数は、22筆21,362平方メートルとなっております。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長

続いて、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

初めに、計画1番及び計画2番について、林委員をお願いします。

林委員

計画番号1番及び計画2番について、ご説明いたします。

本件は、農業経営の拡張を図るに当り、当該農地を新規に借り受けるものです。

利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われま。

なお、申請地の現況は田で、水稻を作付けすることとあります。

以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われま。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

続いて、計画3番から計画6番について、篠田委員をお願いします。

<p>篠田委員</p>	<p>計画番号3番から計画6番について、ご説明いたします。 本件は、農業経営の拡張を図るに当り、当該農地を新規に借り受けるものです。 利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。 なお、申請地の現況は田及び畑で、水稻及び露地野菜を作付けするとのことであります。 以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。 ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>続いて、計画7番について、金子委員お願いします。</p>
<p>金子委員</p>	<p>計画番号7番について、ご説明いたします。 本件は、農業経営の拡張と、自作地に近い当該農地を取得し、耕作の利便性向上を図るに当り、買い受けるものです。 所有権の移転を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。 なお、申請地の現況は田で、水稻を作付けするとのことであります。 以上のことから、買受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。 ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で、説明が終わりました。 ただ今の事務局の説明並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたらお願いします。</p> <p>ご意見等も無いようですので、採決いたします。 議案第97号、木更津市農用地利用集積計画の決定について、令和2年度第4次計画分を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">〈 全員挙手 〉</p> <p>挙手全員であります。 よって、議案第97号は、原案のとおり決定しましたので、市長宛にその旨を回答するものいたします。</p> <p>次に、日程第7 議案第98号、21ページから23ページの農用地利用配分計画案に対する意見について、議題に供します。 事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第98号、農用地利用配分計画案に対する意見について、ご説明いたします。 本案件は、令和2年7月27日付けで、木更津市長から農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、当該計画案に対する意見を求められているものであります。 それでは、計画の内容について説明いたします。 今回の計画は、計画1のみとなっております。 利用目的は、水稻を作付けする計画となっております。 設定する権利の種類は、賃借権の設定です。 権利の存続期間は令和10年11月30日までとなっております。 計画数は、合計13筆9,810平方メートルとなっております。</p>

事務局

それでは、計画の詳細について説明いたします。
計画番号1番については、耕作者はスクリーン参照のとおりとなります。
農地の利用方法については、田で水稻を作付けする計画とのことです。
以上で、事務局の説明を終わります。

議長

続いて、地区担当委員の私から、現地調査の結果並びに補足説明をいたします。

安藤委員

本件は、農業経営の拡張のため借り受けるものです。
権利の設定を受ける者の経営の状況、耕作している農用地の面積、農機具の保有状況については、スクリーンに映し出されているとおりとなっており、効率的に利用するものと思われ
ます。
なお、申請地の現況は田で、水稻を作付けすることとあります。
以上のことから、本件は、問題ないものと判断しました。
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

以上で、説明が終わりました。
ただ今の事務局並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたらお願い
いたします。

ご意見等も無いようですので、採決いたします。
議案第98号、農用地利用配分計画案に対する意見について、意見無いものと決定すること
に賛成の方は挙手願います。

〈 全員挙手 〉

挙手全員であります。
よって、議案第98号は、意見無いものと決定しましたので、市長宛にその旨を回答するもの
といたします。
これにて、本日の報告事項並びに議案の審議は全て終了いたしました。

以上をもちまして、第1回総会を閉会といたします。
なお、終了時間は、午後3時43分であります。

以上をもって議事の顛末を記載し、相違ないことを証するため署名する。

令和2年8月5日

議 長 安藤 一 男

議事録署名委員 篠田 一 男

吉田 和 義